

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第18条の2 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第18条の2 (同 左)</p> <p><u>第18条の3 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、当該学部の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 特に学業優秀と認めた学生その他特別の必要があると認めた学生については、当該学部の定めるところにより、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</u></p> <p>附 則 この規程は、令和元年5月28日から施行する。</p>